

空き家の改修に必要な費用を補助します 空き家の改修補助金

空き家の有効活用とともに、大台町への移住促進、町外への人口流出防止を図るため、令和4年7月1日以降に契約を締結した空き家の改修に必要な費用の一部を補助します。

補助対象家屋	●個人が登録する大台町空き家バンクに登録された物件 ※法人が所有する空き家は補助対象外
補助対象者	●空き家の所有者および空き家の利用者 ※3親等以内の親族間の契約は補助対象外 ※法人は補助対象外
補助対象経費	●居住部分の改修費で、町内の建築業者が主たる施工業者となる改修費 ※門扉や屏等の外構の改修費は補助対象外 ※容易に取り外しができる電化製品等の購入費および設置費は補助対象外
補助金額	●売買契約の場合、改修費の3分の1補助 上限100万円 ●賃貸借契約の場合、改修費の2分の1補助 上限100万円
その他	●空き家の所有者側が補助金申請する場合、賃貸借契約の場合は、当該利用者との賃貸借契約が10年以内に終了した場合、残存期間について、空き家バンクに再登録していただく必要があります。 ●空き家の利用者側が補助金申請する場合は、10年間そこに住んでいただく（住民票を物件所在地に置く）必要があります。

お問い合わせ先 大台町役場企画課 ☎ 0598-82-3782